

(No.19)

平成25年6月5日

内 容 (テーマ)	「いなべ産品使用宣言店」 平成 25 年度(前期)募集スタート
日時期)	平成25年6月3日~9月30日
場所	いなべ市役所 藤原庁舎 獣害・ブランド対策室にて随時受付
市長出席の有無	有 • ●
特記事項	いなべで採れた農作物等(いなべ産品)を積極的に使用・販売すること を宣言する飲食店等を「いなべ産品使用宣言店」として登録しています。 本制度は県内で初めての取り組みで、昨年度(51 店舗を登録)に続き 2度目の募集になります。
	【募集期間】6月3日~9月30日 【登録対象】飲食店、宿泊施設、加工食品販売店、農産物直売所、小売店 【取組内容】 〇登録店舗(飲食店等) ・提供されたのぼりとステッカー等を利用して、積極的に いなべ産品を使用していることをPRする ・提供されたメニューボードに、どのメニューにどのいなべ産品が
	使用されているかを明記する ○市 ・ホームページなどで宣言店を紹介することで、その取り組みを応援 HP ⇒ http://www.city.inabe.mie.jp/pages/3462_0.html 本制度により、いなべを訪れた人をはじめ、いなべのものを安心して食べたい人はのぼりやホームページで確認して、お店に入ることができる。 登録された飲食店等には、秋に行う交付式にて登録証及び PR 資材を交付。
担当課係名 電話番号	農林商工部 獣害・ブランド対策室 0594-46-6060
記者説明の 有 · 無	有(場所 日時)・ 無